特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

平成29年9月30日

[平成29年5月 様式2]

I 関連情報

特定個人情報ファイ ①介護保険届出書、②保険料賦記定申請書。②保険者事務共務共 ②保険者事務共務共 《保険者事事連合会 (訂正時には訂正連 情報提供に必要な特接続して特定個人情 の護保険システム 特別宛宛システム 中伝送通信ソフト(国保方式で保険者(市区) 2. 特定個人情報ファイル名 介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル	音資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 ルは、以下の場合に使用する。 介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 をや各種給付の所得区分の判定等に関する事務 事等の届出に関する事務 心理 同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施 会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票 絡票)」を提供している。 特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 報の照会と提供を行う。
	音資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 ルは、以下の場合に使用する。 介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 Eや各種給付の所得区分の判定等に関する事務 B等の届出に関する事務 D理 同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票絡票)」を提供している。 特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接いの照会と提供を行う。
	音資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 ルは、以下の場合に使用する。 介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 Eや各種給付の所得区分の判定等に関する事務 B等の届出に関する事務 D理 同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施 会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票 絡票)」を提供している。 特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 報の照会と提供を行う。
③システムの名称 ③システムの名称 ②システムの名称 2. 特定個人情報ファイル名 介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル	是連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル	
介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル 3. 個人番号の利用	
大政手続における特 一日法律第二十七号 並びに行政手続にお	定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項 おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省とめる命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無 [実施する	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
並びに行政手続によ 令で定める事務及び 内閣府・総務省令第	別表第二の93、94の項 別表第二の93、94の項 らける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、 七号) 第46条、第47条
■情報提供の根拠 番号法第19条7号、 56の2、58、61、6 並びに内閣府・総務 条、第19条、第220	別表第二の第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、 2、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117の項 省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15 D2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33 条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署 市民福祉部高齢福祉	<u></u>
②所属長 若槇 和昭	
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	潮来市市民福祉部高齢福祉課 茨城県潮来市辻626番地 TEL:0299-63-1111(代表)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	潮来市市民福祉部高齢福祉課 茨城県潮来市辻626番地 TEL:0299-63-1111(代表)					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		<選択肢>			1万人未満 0万人未満	
		平成29	年4月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		平成29年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月30日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給 者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分 の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、の算定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等認定申務。 ③要介護書等の届出に関する事務 ④保険者証事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任しており、国保健合会が当該事務地でおりにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	
平成29年9月30日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 総合窓ロシステム (※1) 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ※1. 総合窓ロシステムを利用していない場合 は記載不要	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支 払等システムにて使用するデータについて、電 子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合 会等の間で、データの送受信を行うシステム)	事後	
平成29年9月30日		介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル	介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第68項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の68の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第50条	事後	
平成29年9月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7項、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94,117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第2, 3, 6, 19, 25, 30, 32, 33, 43, 44, 47条 (命令における情報照会の根拠) 第46, 47条	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の93、94の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号等2条、第3条、第10条、第15条、第10条、第15条、第10条、第10条、第15条、第10条、第10条、第10条、第10条、第10条、第10条、第10条、第10	事後	
平成29年9月30日	1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年9月30日	2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明